

稲沢市市民参加条例に盛り込む内容（案 1）

1 . 目 的
2 . 定 義
3 . 基 本 原 則
4 . 市 民 の 責 務
5 . 市 の 責 務
6 . 情 報 の 共 有
7 . 委 任
8 . 付 則

稲沢市市民参加条例

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、誰もがすみやすいまちをつくることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政

に参加することをいう。

(2) 市民 稲沢市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(3) 実施機関 市長その他市の執行機関をいう。

(4) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること、市が事業を実施する段階で市と市民が協働すること及び事業実施後における評価に市民の関与を求めることを基本として行われることとする。

(市民の責務)

第4条 市民はまちづくりの主体者であることの自覚と責任のもと、総合計画などの企画立案過程に総合的な視点で、発言し、行動する責務を有する。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、市政の実施過程に積極的に参加する責務を有する。

(市の責務)

第5条 実施機関は、総合計画などの企画立案の過程において、市の意思形成の段階から市民参加を求め、市民の意見を十分に反映させるように努めることとする。

2 実施機関は、前項に規定する意見を市民から受けた場合には、その意見に対する考え方をわかりやすく説明することとする。

3 実施機関は、総合計画などに示された成果目標を達成するため、市政の実施段階において市民の参加と協働を求め、効率的効果的な行政経営に努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

稲沢市市民参加条例に盛り込む内容（案２）

1. 目 的
2. 定 義
3. 基 本 原 則
4. 市 民 の 責 務
5. 市 の 責 務
6. 情 報 の 共 有
7. 委 任
8. 付 則

稲沢市市民参加条例

（目的）

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、誰もがすみやすいまちをつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政

に参加することをいう。

(2) 市民 稲沢市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(3) 実施機関 市長その他市の執行機関をいう。

(4) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること、市が事業を実施する段階で市と市民が協働すること及び事業実施後における評価に市民の関与を求めることを基本として行われることとする。

(市政の企画立案段階における市民の責務)

第4条 市民は、自らの責務を自覚し、総合計画などの企画立案過程に積極的に参加することに努めるものとする。

(市政の実施段階における市民の責務)

第5条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、稲沢市の政策に積極的に参加し、協働するように努めるものとする。

(市政の企画立案段階における市の責務)

第6条 実施機関は、総合計画などの企画立案の過程において、市民からの事前提言を受け、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

(市政の実施段階における市の責務)

第7条 実施機関は、総合計画などに示された成果目標を達成するため、

市政の実施段階において市民の参加と協働を求め、効率的効果的な行政経営に努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。